

## 白山市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価方式の試行の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事のうちから選定するものとする。

企業の技術力と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(1) 企業の技術力と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) その他市長が必要と認める工事

(総合評価委員会の設置)

第4条 総合評価方式を公正かつ適切に実施するため、白山市総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

2 総合評価委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 本市における総合評価方式の基本的な方針

(2) 総合評価方式の試行結果の検証及び改善点

3 総合評価委員会は、副市長、教育長、総務部長、監理課長、委員長が指名する者及び市長が委嘱する学識経験者をもって組織する。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 委員長は、総合評価委員会の会務を総理する。

6 委員長に事故があるときは総務部長が、総務部長に事故があるときは監理課長がその職務を代理する。

7 総合評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

8 総合評価委員会の庶務は、総務部監理課において処理する。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、総合評価方式を実施する場合において、政令の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関し、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合評価方式を行おうとする場合 総合評価方式による入札を行うことの適否
- (2) 落札者決定基準を定めようとする場合 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 総合評価方式において落札者を決定しようとする場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格と技術力が市にとって最も有利なもの

(技術資料の提出要請)

第6条 市長は、総合評価方式による発注を行おうとする場合は、白山市工事請負等業者選考委員会に総合評価方式の適用を報告した上で、入札参加者に対し、技術力の審査及び評価に必要な資料（以下「技術資料」という。）について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により提出を要請するものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札の場合 入札公告
- (2) 指名競争入札の場合 指名通知

2 市長は、前項に規定する技術資料の提出を要請する場合は、技術資料の内容及び提出期限並びに次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価方式の試行対象工事であること。
- (2) 総合評価の方法及び落札者の決定基準に関すること。
- (3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 政令に規定する落札者決定基準は、評価の方法、評価基準及び落札者の決定方法に関するものとする。

(評価の方法)

第8条 前条の評価の方法は、入札参加者の技術力として基礎点の100点に加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(評価基準)

第9条 第7条の評価基準の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事の目的及び内容に応じて定める評価項目
- (2) 必要度及び重要度に応じて定める評価項目に対する得点配分
- (3) 評価項目ごとの得点を合計する加算点

(落札者決定の方法)

第10条 第7条の落札者の決定方法は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上であること。
- (2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと。

2 落札となるべき評価値が同率の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(総合評価結果の公表等)

第11条 市長は、契約締結後速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について、閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立て等)

第12条 入札参加者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に市長に対し、落札者とならなかった理由を書面により申し立てることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申立てがあった場合は、申立て終了日の翌日から起算して14日以内に書面により回答をするものとする。

(技術提案等の履行の確認等)

第13条 市長は、落札者の技術提案等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施、工事成績評定点の減点、契約金額の減額、違約金の徴収等工事の内容に応じた合理的な措置を行うものとする。

2 前項の措置については、あらかじめ入札公告、指名通知、契約書、特記仕様書等において明記するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。